

## 指定医療機関についての説明

### ○医療扶助機関

生活保護は、病気や怪我などで働けない方などに対して、国の定める健康で文化的な最低限度の生活を保証する制度です。生活保護を受給すると、病院の診察代や薬代などの医療費が無料になります。生活保護受給者が病院に受診する場合は、担当のケースワーカーに医療券を発行してもらいます。発行された医療券を指定された病院に提出することで、医療費の代わりになります。生活保護受給者が受診可能な病院を"指定医療機関"と呼び、当院はその認定を受けている診療所です。

### ○労災保険指定医療機関

労災保険を利用した労災の治療に対応する医療機関を指します。労災指定病院では、労災の治療に際して、労災保険の範囲内の治療を、労災保険給付の現物給付(医療行為)として提供します。そのため、治療を受ける労働者は病院で治療費を負担する必要がありません。ただし、無償の治療は労災保険の範囲内に限られ、病院の個室代や備品代(日用品等)は患者負担になります。

### ○難病指定医療機関

難病患者さんの受給者証提示によって指定難病の診断や治療を公費負担医療として行うことが出来る医療機関のことです。国の難病対策の一環として設立されています。

### ○原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

被爆者健康手帳をお持ちの方が、指定一般疾病医療機関で医療を受けた場合、全額国の負担となり、被爆者本人が医療費自己負担分を支払う必要はありません。手帳をお持ちの方はお持ちください。

### ○自立支援医療機関

指定自立支援医療機関は自立支援医療制度が適用される医療機関です。自立支援医療制度は障害者総合支援法に基づいて運用されている公的な医療費助成制度です。この制度は、障害や病気による長期的な医療やリハビリテーションが必要な方に対して、医療費の自己

負担額を軽減することで、生活の安定と社会参加を支援する目的があります。通常、医療費は原則 3 割負担ですが、この制度を利用すると 1 割負担に軽減されます。

### ○結核指定医療機関

感染症法に基づき、結核治療の公費負担医療を行う医療機関（診療所）です。結核医療を公費負担で行う場合には、実施医療機関が「結核指定医療機関」であることが求められ、指定を受けていない医療機関は、結核の治療について、県がその費用を負担する公費負担医療を行うことができません。

### ○小児慢性特定疾患医療機関

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病患者の医療費助成の対象となる医療機関です。保険医療機関であり、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病に係る医療の実施につき十分な能力を有する医療機関であることで指定されます。

### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に基づく指定届出医療機関

内科定点の届出医療機関です。新型コロナウイルス感染症患者、インフルエンザウイルス感染症患者の年代別人数の報告を行っています。他院とはことなり、感染症の有無を特定する必要があり、当該症状のある方にはすべて判定検査をさせていただいておりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。